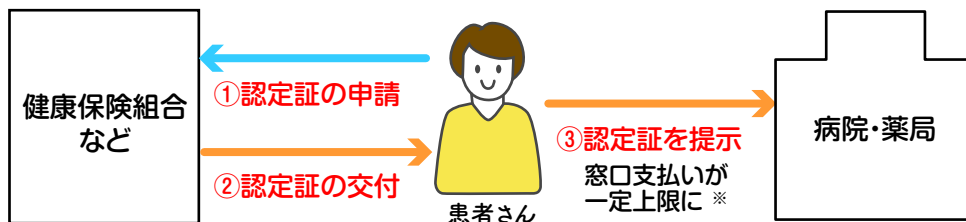


限度額適用認定証のご紹介

医療機関等の窓口へ提示すると、支払額が「自己負担限度額」までとなり、高額な医療費を一時的に立て替える必要がなくなります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局など
・70歳未満の方 ・70歳以上の住民税非課税世帯等の方	加入する健康保険組合などに「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください	認定証 を窓口 提示してください
70歳以上75歳未満で、住民税非課税世帯等ではない方	必要ありません	高齢受給者証 を窓口 提示してください
75歳以上で、住民税非課税世帯等ではない方	必要ありません	後期高齢者医療被保険者証 を窓口 提示してください

【限度額適用認定証申請の流れ】



※窓口支払いの上限額（月あたり）は、所得に応じて異なります。